

No	質問	回答
1	現在、名張市内に住んでいなくても応募はできますか？	可能です。ただし、令和9年3月5日までに名張市へ転入し、住民登録を完了させる必要があります。また、その後5年以上継続して居住する意旨があることが条件となります。
2	すでに創業している場合は対象になりますか？	対象となります。ただし、既存事業とは異なり、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術の活用した事業を開始する者で、本事業の公開日（1次募集開始日の令和8年5月11日）時点において、個人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社等の設立を行った日から3年を経過していない者。ご不明な場合は事前に事務局へお問合せください。
3	Society5.0関連業種とはなんですか？	AIやIoT、ロボット等の先端技術を活用し、社会課題の解決と経済発展を両立させる産業です。自動運転やスマート農業、遠隔医療などが代表例で、技術の力で誰もが快適に暮らせる社会を目指す業種です。
4	起業支援事業の対象とする社会的事業の分野とはなんですか？	・地域活性化関連・まちづくりの推進・買物弱者支援・地域交通支援 ・社会教育関連・子育て支援・環境関連・社会福祉関連・その他の地域課題解決に資する社会的事業
5	新たに起業する場合の要件はなんですか？	・地域課題解決を目的として、起業支援事業の社会的事業の分野のいずれかにおいて起業すること。 ・地域社会が抱える課題の解決要素がプラスされているビジネスモデル ・採算性が見込め継続可能な事業 ・起業等をする者の生産性向上、顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること。 ・上記以外、募集要項の4.「募集対象者」5.「募集要件」を確認してください。
6	地域課題解決の要素とはどのようなものですか？	名張市が抱える課題（空き家、子育て、買物難民等）の解決に寄与するビジネスです。単なる収益追求だけでなく、地域への貢献度も評価されます。
7	デジタル技術の活用とはどのようなものですか？	キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売等を想定しています。 上記に限らず既存ツールを含むSNSやWebサイトでの情報発信や、Wi-Fi環境整備などのデジタル技術の活用も含みます。
8	どのような事業内容でも応募できますか？	公序良俗に反するものや、政治・宗教目的などは対象外となります。ただし、地域社会が抱える課題の解決要素がプラスされているビジネスモデルであれば、飲食、サービス、IT、製造など幅広く対象となります。
9	補助金はいくら受け取れますか？	審査により、グランプリ（1名）は最大200万円、準グランプリ（1名）は最大100万円が補助されます。補助率は対象経費の2分の1以内です。
10	製品等はいくから補助対象になりますか？	製品単価が税抜き10,000円以上が補助対象経費となります。
11	中古品の購入費用は補助対象になりますか？	中古品（新古品を含む）の購入費用は対象外となります。 新品と異なり、中古品には「定価」が存在しません。販売業者や状態によって価格が大きく変動するため、適正な市場価格を判断することが困難なためです。
12	他の補助金や助成金と併用できますか？	本事業と同一部分で国や地方公共団体、公共機関等が実施する他の補助金を併用できません。
13	パソコンやカメラの購入費用は補助対象になりますか？	パソコンやカメラなどの汎用性が高く、事業以外（私用）でも使用できるものは、原則として対象外となります。
14	自家用車は事業に使う場合、購入費は対象になりますか？	自動車は汎用性が高く、事業以外（私用）でも使用できるものは、原則として対象外となります。
15	自宅を店舗にする場合、リフォーム費用は対象になりますか？	対象となります。ただし、住居兼店舗の場合、居住スペースと事業スペースが明確に分かれており、かつ按分根拠（面積比率）が示せる場合に限り、事業使用分のみ対象とすることができます。
16	店舗の家賃は対象になりますか？	店舗が「駐車場」の賃借料は対象となります。ただし、住居兼店舗の場合、居住スペースと事業スペースが明確に分かれており、かつ按分根拠（面積比率）が示せる場合に限り、事業使用分のみ対象とすることができます。
17	市外業者で発注・購入しても補助対象経費となりますか？	補助対象経費にはなりません。原則、名張市内事業者での発注・購入が条件です。市内の事業者への発注・購入ができない場合（インターネット通販で購入するものを含む）は、必ず発注・購入前に事務局へご相談ください。
18	クレジットカード決済は認められますか？	認められます。ただし、令和9年2月26日までに口座引落が完了している必要があります。引落が3月になる決済は対象外となるため注意してください。
19	補助金はいつ支払われますか？	事業完了後の「後払い」です。実績報告書の提出と検査を経てから振込となります。
20	選考はどのように行われますか？	9月11日（金）に応募を締め切り、9月中旬に書類による1次審査、9月下旬にプレゼンテーションによる2次審査を行い、採択者を決定します。
21	審査ではどのような点が重視されますか？	事業性・デジタル技術の活用、社会性・必要性、遂行能力などが重視されます。詳細については要項のP8をご覧ください。
22	メールでの応募は可能ですか？	不可です。郵便（簡易書留）か宅配便、または事務局（名張市 産業部 商工経済室）への持参に限ります。
23	2次審査のプレゼンテーションはオンラインでも可能ですか？	オンラインでの参加も可能です。ただし、通信環境の整備や機材の準備は応募者自身の責任で行ってください。当日、接続不良や機材トラブル等により審査が中断・進行不能となった場合、事務局ではその責任を負いかねます。それによる不利益（審査不能など）についても応募者の帰属となりますので、安定した通信環境の確保には十分ご注意ください。
24	伴走支援とはなんですか？	事務局が委託した事業者から、マーケティング戦略のアドバイスや、地域内の支援機関・協力者とのマッチング支援などを月1回程度受けていただきます。
25	事業開始後に計画を変更することはできますか？	経費の分配変更や事業内容の大きな変更には、事前に事務局の承認が必要です。内容によっては認められない場合もあります。
26	補助金で購入した備品は売却しても良いですか？	1件50万円（税抜）以上の取得財産については、耐用年数に応じて処分制限がかかります。勝手に売却や破棄することはできません。
27	実績報告にはどのような書類が必要ですか？	領収書の写し、振込証明書、実施した事業の成果物や写真など、支出を証明する全ての書類が必要になります。
28	5年以内に名張市外へ転出した場合はどうなりますか？	正当な理由（死亡、疾病、災害、その他やむを得ない事情）なく転出や廃業をした場合、交付した補助金の全額または一部の返還を求めます。
29	事業完了後、状況報告は何年間必要ですか？	完了後5年間は、事務局から事業状況の報告を求める場合があります。また帳簿等の経理書類も5年間の保存義務があります。
30	1次募集に応募したのですが、2次募集に再応募することはできますか？	可能です。令和8年度本事業1次募集の採択を受けている方を除き、再度ご応募いただけます。